

【答 申】

真鶴町の水道事業は、昭和3年に創設認可を受け給水を開始し、7次の変更認可を経て現在に至っており、第5次真鶴町総合計画に掲げる「住民に安全で良質な水道水を供給する」という基本方針のもと経営を行っているところであります。

しかし、平成22年に水道料金の改定を行った以降も、給水人口等の減少に伴う給水収益の減収や、昨今の燃料費をはじめとする物価高騰は経営を圧迫し、依然として大変厳しい状況が続いております。

また、下水道事業においては、整備計画に基づき処理区域を拡張しているところであり、今後も接続エリアの拡張に努めることが必要なことから、継続的な建設費用を支出する状況が続いていきます。

令和5年度より、地方公営企業化し、特別会計から企業会計に移行し、より一層の経営改善に向けた取組が必要となってきます。

令和4年12月に町長より本審議会への諮問を受けてから、現行料金、経営状況等、多角的な視点から検討を重ね、町の水道事業及び下水道事業が長期にわたり安定的に運営することができる料金について審議してまいりました。

本日、ここに本審議会としての意見を取りまとめましたので答申いたします。

水道料金

1. 料金体系

現行の口径別の10 m³までの基本料金及び10 m³超に対する従量制とした料金体系のままとする。

2. 料金改定

令和3年度及び令和4年度の経営状況や昨今の燃料費等の高騰を考慮すると、料金改定の必要性は理解するところであり、真鶴町水道事業の独立採算制の確保には最低でも基本料金20%及び超過料金の5%の料金改定が必要である。しかし、改定率の検討については、基本料金及び超過料金のバランスや、昨今の超過料金収入の減収等を考慮しながら進めること。

また、料金改定の実施にあたっては、段階的な引き上げを検討し、水道利用者の負担増への配慮をされたい。

多くの物品等の価格上昇が住民生活に多大な影響を与えている状況を鑑みると、料金改定の早期実施の必要性は理解するが、水道事業の経営状況、社会情勢、住民への影響等を総合的かつ慎重に検討する必要があると考える。

下水道使用料

1. 料金体系

現行の 10 m³までの基本料金及び 10 m³超に対する従量制とした料金体系のままとする。

2. 料金改定

料金改定については、本事業がこれからも面整備を進め処理区域を拡大していくことから、長期的な整備計画・財政計画が必要となる。

処理区域の拡大には継続的な事業費に対し、一般会計からの資本注入が必要なことは明白であり、引き続き、効率的・計画的な整備区域の検討や、整備済み区域における接続率向上が課題となる。

様々な物価上昇の影響を下水道使用料に転嫁することの必要性は理解するものの、接続率の向上の観点から、今回は据え置きとする。

【意見】

次に、答申に至る審議の過程で次のような意見があったので、十分な対応を図れるよう意見を付するところであります。

- (1) 2年ごとまたは3年ごとの定期的な審議会立ち上げ、あるいは社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合などには必要に応じた審議会立ち上げにより、水道事業及び下水道事業の経営状況の把握及び料金改定の検討をすること。
- (2) 湯河原町との水道事業の広域化など、企業としての経営安定化、合理化等については常に検討を進めること。
- (3) 水道使用量の減少傾向が続いている中、湯河原町との責任水量の在り方について、町長が積極的に協議の進捗を図ること。
- (4) 町民人口の減少は、水道使用量の減に直結することから、真鶴町として、移住・定住促進事業等に注力するとともに、企業誘致など利用事業者の増にも積極的に取り組むこと。
- (5) 水環境保全向上及び生活環境の改善を図るべく、町広報等により下水道事業の整備効果を周知し接続率向上を図ること。また、新たに整備を行う区域においては、事業着手前から戸別訪問を実施し、受益者負担金減免制度の活用を周知することによる早期接続を図ること。

真鶴町上下水道料金審議会委員名簿

会 長	有澤 敏勝
副会長	二藤 昇
委 員	浦元 照夫
〃	田口 正明
〃	相野谷 臣
〃	青木 太成
〃	青木 良修
〃	遠藤 充朗
〃	谷平 賢治

